

有料職業紹介 返戻金制度

求人者（以下「甲」という）と戦力エージェント株式会社（以下「乙」という）は、有料職業紹介契約を締結した際の返戻金制度を下記の通り、導入しております。

正社員紹介の場合

1. 乙が甲に紹介した候補者が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した紹介手数料は返却しない。なお、当該退職が甲による紹介手数料の支払い前であっても、甲の紹介手数料支払い債務は消滅しないものとする。
2. 乙が甲に紹介した候補者が、甲に採用された日から起算して、次項に定める期間に当人一身上の都合で退職した場合は、甲は退職日から2週間以内にその事実を乙へ連絡するものとする。また、乙は既に甲から受領した当該候補者についての紹介手数料の一部を甲に返金するものとする。この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。
3. 前項において、乙が甲に当該候補者について紹介手数料の一部を返金する場合は以下のとおりとする。
 - ・入社後1ヵ月以内に退職した場合 紹介手数料の50%
 - ・入社後3ヵ月以内に退職した場合 紹介手数料の25%
4. 乙は、前項に定める返金以外には、甲に対していかなる返金・賠償の責を負わないものとする。

契約社員・パート紹介の場合

1. 乙が甲に紹介した候補者が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した紹介手数料は返却しない。なお、当該退職が甲による紹介手数料の支払い前であっても、甲の紹介手数料支払い債務は消滅しないものとする。
2. 乙が甲に紹介した候補者が、甲に採用された日から起算して、次項に定める期間に当人一身上の都合で退職した場合は、甲は退職日から2週間以内にその事実を乙へ連絡するものとする。また、乙は既に甲から受領した当該候補者についての紹介手数料の一部を甲に返金するものとする。この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。
3. 前項において、乙が甲に当該候補者について紹介手数料の一部を返金する場合は以下のとおりとする。
 - ・実働5日以内に退職した場合 紹介手数料の50%
4. 乙は、前項に定める返金以外には、甲に対していかなる返金・賠償の責を負わないものとする。

以上